

(案)

平成18年 月 日

大阪府知事 齊藤 房江 様

大阪府地方独立行政法人評価委員会

委員長 奥林 康司

意 見 書

公立大学法人大阪府立大学に係る中期目標(変更案)について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第25条第3項の規定に基づく大阪府地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第25条第1項の規定に基づく中期目標の変更については、別添のとおりとすることが適当である。

以上

(案)

平成18年 月 日

大阪府知事 齊藤 房江 様

大阪府地方独立行政法人評価委員会

委員長 奧林 康司

意 見 書

公立大学法人大阪府立大学に係る中期計画(変更案)について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第26条第3項に基づく大阪府地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第26条第1項の規定に基づく中期計画の変更については、別添のとおり認可することが適当である。

以上